

「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び 「令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」 の適用による予定価格の設定について

国は、令和4年度に実施した公共事業労務費調査及び設計業務委託等給与実態調査に基づき、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）をそれぞれ決定・公表しました。なお、このうち東京都における公共工事設計労務単価は、全職種単純平均で対前年度比約6.8%の上昇となっています。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）においては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した適正な予定価格を設定することが発注者の責務とされています。

こうしたことを受け、東京都は、今後公表する工事又は設計等委託の案件については速やかに新労務単価又は新技術者単価を適用して予定価格を設定するとともに、既に公表している案件については予定価格を修正します。また、これらによることができない場合は、契約後に特例措置で対応することとします。特例措置の詳細については、「「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について」を御参照ください。

なお、当面の間、新労務単価又は新技術者単価を反映して予定価格を設定した案件については公表時にその旨を、公表後に新労務単価又は新技術者単価を適用して予定価格を修正した案件については指名通知時、資格確認結果通知時及び見積合せ通知時にその旨をお知らせします。

受注者及び受託者の皆様におかれましては、この取組の趣旨を御理解いただき、技能労働者や技術者の適切な賃金水準の確保やそれによる処遇の改善に向けより一層の取組をお願いします。

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当

直通 03-5388-2607

令和5年2月20日

「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び 「令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」 の運用に係る特例措置について

国は、令和4年度に実施した公共事業労務費調査及び設計業務委託等給与実態調査に基づき、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技术者単価」という。）をそれぞれ決定・公表しました。なお、このうち東京都における公共工事設計労務単価は、全職種単純平均で対前年度比約6.8%の上昇となっています。

これを受け、東京都は、技能労働者や技術者の適切な賃金水準が確保されるよう、令和5年3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等委託のうち、旧労務単価を用いて予定価格を設定した工事においては受注者が新労務単価に基づく契約に変更するための協議を、旧技術者単価を用いて予定価格を設定した設計等委託においては受託者が新技术者単価に基づく契約に変更するための協議を、それぞれ発注者に請求することができる特例措置を別紙のとおり定めましたので、お知らせします。

受注者及び受託者の皆様におかれましては、この取組の趣旨を御理解いただき、技能労働者や技術者の適切な賃金水準の確保やそれによる処遇の改善に向けより一層の取組をお願いします。

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当
直通 03-5388-2607

第1 措置の概要

第2の1及び2に該当する工事の受注者は、工事請負契約書第52条の規定により、「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」(以下「旧労務単価」という。)に基づく契約を「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」(以下「新労務単価」という。)に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を、また、第2の1に該当する設計等委託(建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査及び工事監理業務。以下同じ。)の受託者は、建築設計委託契約書第51条、土木設計委託契約書第52条、測量委託契約書第52条、地質調査委託契約書第52条及び工事監理業務委託契約書第45条の規定により、「令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」(以下「旧技術者単価」という。)に基づく契約を「令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」(以下「新技術者単価」という。)に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を、それぞれ都に対して請求することができるものとする。

第2 具体的な取扱い

- 1 令和5年3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等委託のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの

次の方により変更後の契約金額を算出する。ただし、変更協議が整う前に支払手続が済んでいる場合は、この取扱いの対象外とする。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及びkは、それぞれ次を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価又は新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された

予定価格

k：当初契約の落札率

- 2 令和5年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日において工期の始期が到来していないもの

「賃金等の変動に対する工事請負契約書第24条第6項(インフレスライド条項)の運用について(令和5年1月16日以降)(暫定版)」の内容を準用する。

- 3 令和5年2月28日以前に契約を締結した設計等委託
本措置の対象外とする。

第3 請求期限

第2の1による契約金額の変更協議の請求期限については、工期末が令和4年度内の工事又は設計等委託の場合は工期末の15日前(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に規定する東京都の休日を除く。)までを原則とし、それ以外の工事又は設計等委託の場合は契約を締結した日から2か月以内とする。